

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(仮称)案要綱

第一 目的

この法律は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずることにより、その有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とするものとする。

第二 定義等

一 定義

この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比し短い者をいうものとする。

二 関係者の責務

- (一) 事業主は短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとし、事業主の団体はその構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な援助に努めるものとする。
- (二) 短時間労働者は、労働に従事する者としての自覚の下に、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、これを職業生活において発揮するように努めるものとする。
- (三) 国は短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策の総合的かつ効果的な推進に努めるものとし、地方公共団体は国の施策と相まって短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策の推進に努めるものとする。

三 適用除外

この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員については適用しないものとする。

第三 基本方針

一 策定等

労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進等に関する施策の基本となるべき方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

二 基本方針に定める事項

基本方針に定める事項は、次のとおりとすること。

- (一) 短時間労働者の職業生活の動向に関する事項
- (二) 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- (三) (一)及び(二)のほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

第四 短時間労働者の雇用管理の改善等

一 指針の策定等

- (一) 労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。
- (二) 労働大臣は、事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

二 短時間雇用管理者の選任

事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

三 職業訓練の実施等

国等は、短時間労働者等の能力の開発及び向上を促進するため、啓もう宣伝を行うとともに職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

四 職業紹介の充実等

国は、短時間労働者になろうとする者の職業の選択、職業への適応を容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第五 短時間労働援助センター

一 指定

労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働

者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって二の(一)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものをその申請により、全国に一を限って、当該業務を行う短時間労働援助センター(以下「センター」という。)として指定することができるものとする。

二 業務等

(一) センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- イ 短時間労働者の労働条件及び雇用並びに職業生活に関する調査研究を行うこと。
- ロ 短時間労働者の労働条件及び雇用並びに職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

ハ (二)の業務を行うこと。

ニ イからハまでの業務のほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(二) 労働大臣は、センターを指定したときは、センターに労働者災害補償保険法第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- イ 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であって、労働省令で定めるものを支給すること。
- ロ 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

ハ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

ニ 短時間雇用管理者等に対する研修を行うこと。

ホ イからニまでの業務のほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

(三) (一)及び(二)のほか、センターに関し、業務規程の認可、給付金業務に係る認可、給付金業務の報告、事業計画、区分経理、交付金、役員を選任及び解任、監督命令その他所要の規定を設けるものとする。

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第五に関する規定は、平成六年四月一日から施行するものとする。

二 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。